

産業生活常任委員会

(平成28年 1 月 28 日)

○ 森 智広委員長

皆様、おはようございます。定刻を回りましたので、産業生活常任委員会を始めさせていただきます。

ただいまより中継を開始してください。お願いします。

本日、予定しておりますのは、引き続き調査研究を進めておりますコンビナートの現状と課題について、そして、商工農水部のほうより協議会の申し出が1件あります。また、最後に報告のほうも1件ございますので、そういった流れで進めていきたいと思っております。

本日の委員会・協議会資料につきましては、各委員の皆様のタブレットに送信しておりますので、タブレットの中の資料をごらんいただきながら進めてまいります。

では、まず最初、産業生活常任委員会所管事務調査ということで、コンビナートの現状と今後の方向性についてということを引き続きテーマとしていきたいと思っております。

先日の委員会におきまして、これまで3回にわたる議論を踏まえ、土壌・地下水汚染に関する規制の緩和に向けた意見書を三重県宛てに提出したいとお伝えしてまいりました。既に意見書案につきましては皆様にお配りしておりますが、意見書案について議論及び総括を行うに当たり、もう一度、土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に係る規制の内容について、確認を行いたいと思っております。

本日は環境部にも出席いただいておりますので、改めて土壌汚染対策法による規制について説明を求めたいと思っております。以前の説明と重複する部分もあるかと思っておりますけれども、ご了承ください。

それでは、説明をお願いします。

まず、部長のほうから。

○ 須藤商工農水部長

おはようございます。引き続きご審議いただきましてありがとうございます。

前回の経過の中で、土壌汚染対策法について少し突っ込んでご議論いただくということになりましたので、環境部のほうから資料に基づいてまず説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## ○ 人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

お手元のタブレットのほうの、コンビナートの現状と今後の方向性についてという資料で説明させていただきます。前回あるいは前々回にお出しした資料でございますので、説明内容がかぶるところもあろうかと思えますけれども、よろしくお願いたします。

まず、1ページのほうをごらんください。1ページ、2ページが、平成27年11月10日の所管事務調査資料のほうから抜粋したものでございます。

まず1ページのほう、土壤汚染対策法の概要についてでございますけれども、この土壤汚染対策法は平成15年2月に施行されました。その後、平成22年4月には一部改正のほうが行われておるところでございます。

土壤汚染対策法の仕組みということでございますけれども、まず、土壤汚染の状況調査ということで、調査の契機として主に3点ございます。法律の第3条、4条、5条に規定されておりますけれども、大きく3点ございます。

まず1点目が、有害物質の使用特定施設、こちらのほうを使用廃止したとき、この場合には調査のほうを行わなければならないと。ただし、工場等として引き続き利用するような場合には、市のほうに申請いただきまして、確認がとれれば、調査の実施を猶予するというようなことも行っておるところでございます。

次に、法律の第4条でございます。土壤汚染のおそれがある土地の形質変更が行われる場合の調査ということでございます。こちらのほうは、法律が平成22年4月に改正されたときに新たに加わったものでございます。一定規模以上——3000㎡以上——の土地の形質を変更しようとする者は、その着手の30日前までに市のほうへ提出する必要があると。その届け出に基づきまして、市のほうとして、土壤汚染のおそれがあるということが確認できた場合には、その土地の所有者等に対しまして、土壤の調査を命令することができるということでございます。

それと、第5条のほうは、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるときということで、土壤汚染によって健康被害が生じるおそれのある土地であると認めるときは、土地の所有者等に、私ども市のほうから土壤の調査を命ずると。具体的には、周辺で何らかの土壤汚染、地下水汚染等があつて、明らかにあそこの事業所の土壤汚染に起因するものだろうというようなことが、非常に蓋然性が高いといったような場合に命令をかける、そういった規定でございます。

以上3点が調査の契機でございます。

その後、調査を行って、市のほうへ報告すると、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合には、その後、土壤の摂取経路と健康被害が生ずるおそれの有無を判断しまして、ある場合には要措置区域、ない場合には形質変更時要届出区域というふうな指定を行うところがございます。

隣に書いてありますのは、指定の申請ということで、自主的な調査を事業者みずからが行いまして、土壤汚染が判明した場合には、市のほうに区域として指定してくれというような申請を行うことができるというものでございます。

次が2ページでございます。三重県生活環境の保全に関する条例によります土壤・地下水汚染に関する規制の概要ということがございます。

この条例でございますけれども、土壤汚染対策法が、先ほど説明しましたように平成15年2月に施行されたことに伴いまして、汚染の早期発見とか、あるいは拡散防止等の対策が必要となると、そういったことを目的といたしまして、土壤、地下水の規定を盛り込みまして、一部改正が行われたものでございます。施行日が平成16年10月1日でございます。

まず、制度の概要でございますけれども、土地の形質変更時の調査等ということで、まず第72条の2ということでございます。3000㎡以上の土地の形質変更を行おうとするときは、その土地の履歴のほうを調査して、記録を行っておかなければならないと。それで、土地の履歴調査を行った結果、過去にそういった有害物質等の使用が認められたときにおきましては、土壤調査のほうを実施しなければならないというものでございます。

それで、第72条の3が有害物質使用特定施設における調査等ということで、有害物質使用特定施設を設置している工場等につきましては、1年に1回以上、土壤あるいは地下水の調査を実施することが必要と。それと、そういった工場が敷地内で300㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、その土地の土壤調査を実施して、記録することが必要となるということでございます。

それと、第72条の4、土壤または地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等ということで、土壤とか地下水の汚染を発見した場合には、市のほうに届け出る必要があると。市がその届け出に基づきまして、報道関係等に公表していくというようなことでございます。

1ページ、2ページともそれぞれ、市というような表現がされておりますけれども、もとの条文とかを読みますと、都道府県というふうな形で書かれております。私ども四日市

市は、三重県内で唯一ですけれども、県知事の権限が市長に委任されておりますので、こちらも全て、市というようなことで表現させていただいております。

次の3ページ目でございます。これは、1月15日の所管事務調査資料から抜粋したものでございます。

土壤汚染対策に係る他自治体での条例の規制状況ということで、他の自治体での規制状況はどうなっているかということをもとめさせていただいたものでございます。

この資料につきましては、環境省が作成いたしました平成25年度の調査結果、そちらのほうに基づいて作成したもので、条例等を制定している都道府県、政令市というのが、104自治体でございます。内訳としては39都道府県、65政令市でございます。全体としては、都道府県、政令市で157自治体、そのうち104自治体が制定しておるような状況でございます。そのうち、三重県生活環境の保全に関する条例と同様に、法で定める調査契機のほかに独自の調査契機を設けている、あるいは法で定めます調査契機に上乘せの基準を設けている自治体は、24自治体でございます。

それと、その下に、全国のコンビナートを有する自治体の規制状況ということで、参考に掲げさせていただいております。見ていただくとわかりますように、神奈川県あるいは川崎市、大阪府等で、面積要件的には三重県よりもちょっと厳しいような条例が、規制がなされておるなというのがわかるかと思えます。

それと、当時、三重県生活環境の保全に関する条例が改正される際の根拠といえますか、そういったものの参考資料として、平成16年1月14日付の三重県の環境審議会から三重県知事宛ての答申についても、参考資料としてつけさせていただいております。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

## ○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

環境部の説明に対してご質疑がありましたら、挙手にてご発言願います。

## ○ 荻須智之委員

先ほどのご説明の最後のページの表、自治体の規制状況の、三重県の条例として300㎡以上という非常に厳しい枠があるわけなんですけど、この300㎡というものの根拠が、その後で提示いただいた古い資料に出てくるのかもわからないですけど、まだちょっと読めてい

ないので、ご説明いただければありがたいんですが、お願いします。

○ 人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

300㎡のほうは、先ほどの資料にも、正直なところ出てきていないんです。ただ、三重県のほうに確認いたしましたところ、法律のほうでいろいろ調査しなければならない云々を規定されておりますけれども、狭小な、小さい事業所については、そういったものが免除されておるといふところがございます。その基準が300㎡、法律のほうでも300㎡以下のものであれば免除されておりますので、逆に三重県としては、そこの300㎡以上のものにこういった規制をかけていこうということになったようでございます。これ、ちょっと聞き取りでの結果でございます。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

300㎡というのは、土壤汚染対策法の説明の中では出てこなかった数字ですけど、小規模事業者が免除されておるといふのはどういうところなんですか。

○ 人見環境保全課長

法律のほう、そのものには出てきておらないんですけども、土壤汚染対策法の施行規則のほう、規則の附則第2条というところに経過措置がございまして、その中に、300㎡以下のものについては当分の間調査を要しないというようなことが明記されております。

○ 森 智広委員長

そもそも3000㎡からの規制じゃないんですか。また違うんですか。済みません、ちょっと整理できていないので、わからないんですが。

○ 須藤商工農水部長

少し整理させていただきますと、三重県だけ300㎡から3000㎡までの間は調査せんならんと、三重県外は3000㎡以上でええというふうになっております。

何で三重県だけが、300㎡から3000㎡というものを調査せないかんようになっておるか

という根拠については、条例施行のときに、三重県の特殊性みたいなことについての説明が残っていないということで、より細かくすればよいだろうみたいなことでされておるのかなと、それぐらいしか根拠はないということでございます。

それから、ゼロじゃなくて300㎡というふうに置いておるのは、ゼロから300㎡というものは大変小規模で、300㎡といえば、住宅で言うても1宅地、2宅地ぐらいというところがございます。そういう小規模なものまでは対象にしないということは、考え方として県のほうにはあったということでございますが、300㎡から3000㎡という間を三重県だけが対象にしておこうということについての根拠は、特に資料としては残ってなかったということでございます。

#### ○ 森 智広委員長

他にご質疑ございます方、いらっしゃいますでしょうか。

#### ○ 荻須智之委員

そういう上乘せ基準のような形で厳しいのは、環境保全にとっては非常にええことやと思うんですが、実際、工場用地として工場の跡地を再利用しようとかいいう事業者が過去に出てきた場合とか、もしくは出てくる場合に、何らかの障害になってはいないかなという懸念があるんですけど、そういう事例はなかったでしょうか。

#### ○ 服部工業振興課長

前回の委員会でお示ししました平成23年度から平成25年度に行われた競争力強化検討会におきまして、いろいろな聞き取りを行っておりますが、そのときにおきましては、具体的な支障となった事例というのは聞き出せてはないんですが、担当の方から、当市における意思決定の障害といいますか、配慮する事項の一つとして、調整が必要となったというようなことは聞き及んでおるところでございます。また、近年行っております臨海部の活性化協議会というところで、臨海部の企業から聞き取りを行っておりますが、ここでも具体的な障壁となった事例というのは聞き出せてはないのですが、やはり、各投資に当たってのいろいろと配慮が必要となる、また、コストが高くなることを懸念して、投資に対してマイナスの要素が働くというような聞き取りができていたというような状況でございます。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 豊田祥司委員

実際に3000㎡以下の土地を調査しようと思ったら、どれぐらいの金額が企業にかかるのかとかというのはわかりますかね。

もう一つは、金額の問題なのか、そもそも土壤汚染されているから調査したくないという話なのか、どっちかなというのも一つ疑問には思うんですけども、いかがですかね。

○ 服部工業振興課長

済みません、調査費用の具体的な聞き取りはできておりませんが、企業の一番気にしておりますところは、調査結果の公表という点と、万が一汚染が発見となった場合の処理経費、それがコストにつながるということ、また、投資に対して時間を要するところを一番気にしているところでございます。

○ 森 智広委員長

土壤改良のコストは細かくわかりませんが、どれぐらいかとかはどうですか。ざっくりでもわかりませんかね、億かかるものなんですか。億まではかからない。

○ 服部工業振興課長

一つの事例でございましてけれども、これは相当大的な面積の事業所でございましたが、土地の取得費用の倍以上、処理経費がかかっているというような事例を聞き及んだことがございます。

○ 森 智広委員長

豊田委員、よろしかったですか。

○ 豊田祥司委員

はい。



○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質疑。

○ 中森慎二委員

ちょっと過去にも質問があったかも知りませんが、他都市の関係で、大阪府が、有害物質の使用等をしている土地の土壌調査については面積要件なしで、土地の売買が伴わないものは適用除外として書いてあるんですが、これは土地の所有権が移転しなければ、面積要件にも係らないで何もしなくてもいいと、そういう理解でいいんですかね。それと、これが盛り込まれている背景というのは、何か調べられていますか。

○ 人見環境保全課長

済みません、今回、この資料でございますけれども、環境省の調査結果のほうからまず拾ったのと、あとはそれぞれの自治体のホームページ等から条例のほうを拾ったりはしておりますけれども、その辺の細かな状況の聞き取りというのは行っておりませんものから、その辺の状況は、申しわけございませんけれども、ちょっと私どもとしては存じ上げておりません。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

もしこういう考え方があるとすると、例えばコンビナートの企業の一部の土地を賃貸するという考え方であれば、所有権の移転はないので、その調査対象にはならないというような形が規制緩和の一つかなとは思いますが、こういうことについては、もうちょっと調べてみる必要もあるのかなという気が、ちょっと今したんですけれどもね。

○ 森 智広委員長

前回の委員会の際には、売買を伴わなければ、要は条件がないので、売買を伴うケースだと神奈川県が最も厳しくて、次が四日市だという説明があったと思います。売買を伴うのであれば、四日市よりも神奈川県と大阪府が厳しくなってくるというのが現状整理かと思います。

今後、こういったものについて、また掘り下げる余地があるのではないかというご意見をいただいたというのは受けとめていきたいと思います。

○ 豊田祥司委員

さっきの条例の話とはちょっと外れるかもしれないんですけども、300㎡と3000㎡でありますけれども、土壌汚染で掘り起こしたときの周囲への影響というのは、本来、多分、土地の広さというよりも、その汚染されている土壌についての汚染度のほうが重要なのかなというのは若干感じるんですけども、国のほうでは3000㎡以上になっているので、3000㎡以下ならば、どれだけ汚染されていても環境にはそれほど影響ないということで、3000㎡になっているという判断でいいんでしょうかね。

○ 森 智広委員長

答えられる範囲でいいです。

○ 人見環境保全課長

国のほうでどこまでの議論をされたかはちょっと今承知しておらないんですけども、ただ、何でもかんでも規制をかけるんじゃないくて、やはりちょっと影響の大きいであろう、ある一定規模以上のところ、そういったところに規制をかけていったのではないかなというふうには思っております。

○ 森 智広委員長

豊田委員、よろしいですか。市で答えられる範囲はこの程度なのかなとは思いますが。

他にご質疑等ございますか。

○ 豊田祥司委員

コンビナート地帯と住宅の距離というのは、多分それぞれ地域で違うと思うんですけども、四日市というのは、そういう住宅地域に近いのかなという感じは僕はしているんですけども、その辺の研究というか、その辺の影響とかというのは、どういうふうに捉えていますかね。

## ○ 服部工業振興課長

四日市における、第1コンビナート、第2コンビナート、第3コンビナートがございますが、第3コンビナートにおきましては、他地区のコンビナート同様、住居地区とは離れた出島形式となっております。ご指摘のように、第1コンビナート、第2コンビナートにおきましては、住居のある地域と密接はしておるわけでございますが、土壌汚染で一般的に心配される地下水への湧出という点を考えますと、地下水の経路は海側へ流れていくということがございまして、一概に、住居へ近接しているから土壌汚染の影響が高いという整理ができるものではないというふうに考えてはございます。

済みません。先ほどの考え方ではありますが、あくまでも産業振興部局としての整理でございますので、環境部局としてはまた別の整理があらうかと思っておりますので、済みません。

## ○ 森 智広委員長

何かありますか、環境部局。

## ○ 人見環境保全課長

確かに四日市は、特に第1コンビナートあたりは、非常に住居等と密接しておろうかと思っております。

その中で、先ほどちょっと工業振興課長申し上げたのと同じようなことになろうかと思っておりますけれども、今、土壌あるいは地下水汚染があったとしても、それが特に影響を与えるのが、やはり地下水を通じて周辺に汚染が広がり、周辺に井戸等があればそれをくみ上げて摂取すると、そういったことへの影響が特に大きいのかなというふうには思っております。

ただ、本当に、先ほども言ったことと重なってしまいますけれども、やはり地下水の流れ、大きくは、陸のほうから海のほうに向かって流れております。ただ、特に臨海部の近いところについては、やはり干満、そういったところの影響も受けるのかなというふうには思っております。

ただ、これまでですと、特に土壌・地下水汚染等あった場合には、私ども、やはり周辺の井戸等がないのか、飲用井戸等がないのかどうか、そういったものも確認して、あれば調査のほうもさせていただくというようなことで、安全の確保といったものに努めておる

ところでございます。

私のほうからは、ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 豊田祥司委員

土壤汚染とはちょっと離れちゃうんですけども、地下水を海へ流しているというのは、四日市港に流していて、その周辺の魚とかというのは食べられることはなくて、食べられても健康には影響がないとか、そういう調査というのか、その辺というのは調べたりということはあるんですかね。

○ 人見環境保全課長

海域については、四日市港においてですけども、環境基準点については三重県、それ以外のところで補助地点的な形で、私ども四日市市、あるいは四日市港管理組合が調査を行ってはおります。ただ、実際に魚をとってみて、それにどれだけ有害物質が含まれているとか、そういった調査は行っておりません。水質のほうについては行っておりますけれども、実際のものについては行っておりません。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他にご質疑等ございますでしょうか。

何か補足ありますか。よろしいですか。

○ 荻須智之委員

豊田委員のご質問は、まことに地区住民としては気になる場所なんですけど、私も、小学校のころから、富洲原漁港とかその辺で魚を釣って食べたりとかしておりましたが、50年ぐらい前は食べれませんでした、臭くて。今は、問題になるような汚染は感じられません。非常に海はきれいになってきていると感じます。特にこの冬の時期ですと透明度も高

いので、伊勢湾かなと思えるぐらいきれいにしていただいたなというのは、40年ぐらいたった今の所感です。ただ、ダイオキシンがどれだけとかという調査はやったほうがいいのかなという気もしますね、やっぱり。

ということで、検査がないということですので、見た目だけでそうやって報告させてもらいます。

## ○ 須藤商工農水部長

少し豊田委員のご質問に補足させていただきますと、土壤汚染対策法の対象としておりますのは、地下水に浸透して、それが井戸水等で直接摂取されるというようなときの被害について、それから、汚染された土壤がそういう土地の区画形質の変更、掘削なんかで飛散して、風で飛んだりして、あるいは外へ搬出して、トラックで飛散して、ダンプで飛散して、直接住民の口に入ったりするというリスク、そのようなリスクを想定して、法律が制定されておるといふふうなことでございます。

土壤が汚染される経緯というのも、各事業所が場内に排水をまき散らして、それが浸透していくというようなことは、現在では全然想定されておらず、パイプから一部漏出したものが土の中に浸透していくという、そのような事故等での土壤が汚染されるというようなところを想定されておるところでございます。

したがって、地下水の海への流出というもの等については、そのオーダーといえますか、全く工場排水等とは違いますので、そのようなリスクというのは、土壤汚染対策法では一定想定されていないのかなというふうに思っております。

それから、さきにご質問いただきました、3000㎡未満はどうだろうというようなところでございますけれども、やはり掘削等で飛散すると、それが搬出時、あるいは風で飛散して、周辺の住民の口に入るというようなリスク等を考えた場合に、法律では3000㎡ぐらいから大きいようなそういう掘削等が出るという場合にはそのようなリスクを考えないかなだろうということで、3000㎡というふうになったものというふうに想定しておるわけでございます。

したがって、それがより小さく300㎡とかというところになれば、よりきめ細かに監視ができるというところではございますが、一定のそういう土壤汚染、汚れた土での住民への被害ということから想定すると、3000㎡ぐらいというのが国の考え方としてあるのかなと、これは想像と言うたらなんですが、そのような考え方に基づいておるものというふう

に考えております。

○ 森 智広委員長

豊田委員、よろしいですか。

他の委員の方でご質疑ございますか。

○ 萩須智之委員

今、須藤部長からオーダーという点で言っていただいて、よくわかりました。工場排水みたいな量で大量に海に行くのに比べると、土壤汚染で漏水したものが土地を伝って地下水で行くというのでは全然桁が違うからということで、海に与える影響は少ないというふうに捉えさせていただければいいなということとはよくわかりました。

やっぱり飛散は、3000㎡でも300㎡でも、固まって悪いものが入っているところを掘ったら同じようには思うんですが、やっぱり大規模な開発という意味で3反ということですかね、3000㎡というのは。一つ基準になっているのかと。

そう思いますので、3反より小さい工場って、四日市にそんなにたくさんあるのかなと思えるんですけど、どうなんでしょうか。中小規模の工場、本当に小規模の工場かなと思えるんですが、対象になる事業所はたくさんあるんでしょうか、。ちょっと把握してみえていたらと思います。

○ 須藤商工農水部長

コンビナートの各企業さんの敷地面積というのはもっと、2桁ぐらい違う以上のものばかりでございますが、近年、これから想定されるのは、石油精製あるいは石油化学どちらにつきましても、大量な、大きなプラントをどんどんつくるとかということではなくて、そのようなものの廃棄の中で一部、機能性化学品というか、小規模なものの生産、高付加価値の小規模生産プラントに転換していくという傾向は今後も続いていくものというふうに考えておまして、大きな敷地の中の一部だけを違う小さなプラントに変えていくという行為をこれからは想定していかなきゃならない、そのような事業がこれから必要になってくるというふうには考えておるところでございます。

○ 森 智広委員長

荻須委員、よろしいですか。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

○ 森 智広委員長

よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

わかりました。

前回要望がありました、土壤汚染対策法、また三重県条例に関する説明に関しては、このあたりで閉じさせていただきたいなと思います。

続きまして、既に各委員の皆様方には、タブレットを含めて三重県の意見書案を送付しております。事前にお目通しをお願いしておるんですけども、当意見書につきましてご議論いただきたいと思います。

まず、事務局から事前には配付しておるんですけども、インターネットを見られている方もいらっしゃいますので、意見書の案を朗読してもらいます。

事務局、よろしいでしょうか。

○ 笠井事務局主事

朗読させていただきます。よろしいでしょうか。

産業振興に向けた土壤・地下水汚染に関する規制の緩和を求める意見書（案）。

四日市市は石油化学コンビナートを中心とした日本有数の工業都市として栄えてきました。そして現在、本市は県下において、最も経済規模の大きな自治体として三重県経済を牽引しております。

一方、現在、日本の経済は回復傾向にありますが、石油化学産業においては、国際競争の激化や国内需要の減少等により、先行きが不透明な状況にあります。

また、人口減少が進む中、自治体間競争は激しさをきわめ、企業誘致や企業のさらなる

設備投資の促進においても本市や三重県の優位性を確立していく必要があります。特に、本市にとって、企業誘致の際に競合する可能性が高いコンビナートを有する自治体との差別化、優位性の確保は必要不可欠です。

ただし、現在三重県では、一定規模の土地の形質変更を行う際に、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、全国的に見ても厳しい水準の規制が課せられており、コンビナートを有する他の自治体と比べ、企業進出や設備投資の際に企業に大きな負担がかかっていると考えられます。

三重県の企業誘致力を向上させるためにも、土壌・地下水汚染に関する規制を、全国レベルの水準としていただきますよう、下記のとおり強く要望します。

1、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2に基づく3000㎡以上の土地の形質変更を行う際に土地所有者等に課している地歴調査等の規制を緩和すること。

2、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の3に基づく特定有害物質を使用する工場等の敷地内において300㎡以上の土地の形質変更を行う際に土地所有者等に課している土壌調査等の規制を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上でございます。

#### ○ 森 智広委員長

意見書内容はこのとおりでございます。

この意見書にご意見のある方は、挙手をお願いします。

#### ○ 豊田祥司委員

調査研究させていただきまして、今の話も含めまして、第1、第2コンビナートのすぐそばには住宅がある、このことであったり、今の話では、やっぱり土壌汚染はあるだろうという部分で話が進んでいて、その上で公表したらお金がずっとかかるとか、そういう話で、住民であったり市民の目線というのが、議論の中ではもう少し足りなかったかなと不十分さを感じましたので、ちょっと賛成しかねます。

#### ○ 森 智広委員長

当委員会としてはこの意見書を出していくという方向性で議論は進めさせていただきます



したけれども、豊田委員のご意見をいただきました。

これは、そもそもこういった緩和自体に対して、するべきじゃないという考え方なのか、さらなる調査を求めていくということなのか、それはどちらと捉えたらよろしいですか。

#### ○ 豊田祥司委員

微妙なところなんですけれども、さらなる調査が必要かなと。やっぱり第1、第2コンテナートの付近に住民の人たちがいるという部分で、その人たちの声も聞いてみたいなどいうのもありますけれども、そういう感じです。

#### ○ 諸岡 覚委員

私はこれで賛成なんですけれども、確かに今豊田委員がおっしゃったような不安を感じる方もいらっしゃるかもしれないという懸念は正直感じます。

この文面で、下記の記以降の二つはこのままでいいんですが、前段の長い文章、ここにもう少し、国の定める標準的な基準で十分健康は担保されるし、環境被害も担保されるんだということをもう少し前文に丁寧に書き込むことによって、市民が安心できるのではないのかなというふうにちょっと思いました、今豊田委員の意見を聞きながらね。これでも健康が担保できるんだということをもう少し書いておいてもいいかなと、前段に。

#### ○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

(発言する者あり)

#### ○ 森 智広委員長

とりあえずほかにも意見あるかもしれませんが、ほかの方の意見ももしあればここで伺いしましょう。

他にご意見あります方、いらっしゃいませんか。

#### ○ 荻須智之委員

私も、基本賛成させていただきます。

豊田委員がご心配されることは、当市は過去にそういう経験がたくさんありましたので、もっともだと思えます。ですので、近隣住民の方に対する、何か健康、環境を担保できるというような、今諸岡委員が言われた文言でもいいんですが、住民からそういう要求があった場合には対応するとかというような項目があれば、豊田委員のご心配されているようなことは解消されるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 森 智広委員長

前文の加筆で住民に対する配慮を……。

○ 諸岡 覚委員

安心感を持てるような……。

○ 森 智広委員長

安心感を持てるように。わかりました。

ほか、いかがですか。

これ、ちょっとまとめていくと、住民の方への配慮も必要だと、それはもちろんだと思います。

豊田委員、もし住民の方からの声を聞くとなると、これ、反対の方が少しでもいるとやるべきではないという意見なんですか。とりあえず意見を聞くということによろしいんですか。

○ 豊田祥司委員

僕はやるべきではないとは思っているんですけども、例えば調査であったり、調査というのは僕はどんな場合でも必要かなとは思っているので、してもらった上で、結果に応じて何らかの援助をするとか、そういう話に向かっていくほうが現実的かなというのはあるんですけども。

○ 森 智広委員長

わかりました。

一旦ちょっと休憩をとらせていただきます。55分再開で、その後、方向性を決めていく

ということにさせていただきます。済みません、10分間休憩をとらせていただきます。

10 : 45 休憩

---

10 : 55 再開

○ 森 智広委員長

55分になりましたので、委員会のほうを再開させていただきます。

いろんなご意見をいただきました。これからまた継続して調査していく余地があるのかないのかという部分も含めまして、豊田委員のほうから発言していただいでよろしいですか。

○ 豊田祥司委員

今の段階では、大なり小なり僕は調査すべきだとは思っているのですが、今の段階では反対させていただきます。

○ 森 智広委員長

わかりました。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

今の豊田委員の発言にちょっと質問なんですけど、今言われた調査というのは何の調査のことか、もう少し正確に教えていただけますか。

○ 豊田祥司委員

済みません、県の条例で定めている300㎡以上の土地形質変更を行う際に土壌調査を行うという部分で、僕は、3000㎡だろうと、大であっても小であっても、土壌汚染の心配があるならば調査すべきだなというふうに思っています。住民の調査というよりも、土壌の調査というのはすべきかなというの思っているのですが、反対させていただきたいなと思

ます。

### ○ 森 智広委員長

当委員会としましては、企業、産業の振興という部分で、三重県条例に対する緩和の方向で意見書を出していこうという話だったんですけれども、一応、産業生活常任委員会から議長に提案して、また議会として県に出していただくということを想定しておったんですけれども、少なくとも豊田委員のほうは、当意見書に関しては発議していくべきじゃないというお考えをお持ちだということで、当産業生活常任委員会として意見書のほうを発議することはできないのかなと。満場一致で委員会として出していくべきなのかなと私自身思っております。

ですから、本意ではないんですけれども、さまざまな方のご意見を酌んだ上で委員会運営をしていくということで、今回は意見書案まで作成させていただきました。ここは委員会として発議は今回断念するというので、ただ、所管事務調査の報告という形で、この意見書をまとめたというところまでにさせていただこうかなと思います。

いかがでしょうか、その方向でよろしいですか。

(異議なし)

### ○ 森 智広委員長

やはり満場一致で委員会としての意見を上げていくべきだと思っておりましたので、非常に残念ではありますが、そういう形で対処させていただきたいと思います。

ですから、こういった賛否あったという部分も含めて、報告書をまとめていかせていただきます。また何かありましたら、ここで発言していただいても結構ですし、後ほど私のほうまで、またご連絡いただきたいと思います。

### ○ 小林博次副委員長

これ、規制緩和してもしなくても、今、石油化学の工場は建っているわけで、ほっておくと消えてしまう。だから、消さんために、産業振興ということでいくと、せめて規制は世間並みであるべきやないかと。特にここ四日市の場合は、旧の海軍燃料廠の跡地に今の石油化学があるので、第3とか新しいやつもあるんやけど、その場合の土壤汚染なんてほ

とんどないと思っているんやけどね。新しく補助を出したりという方向で問題提起しても、なかなか踏み切ってくれやん。だから、消えていく方向で動いているような気がしてしょうがないわけやけど、そのあたり商工農水部として、やっぱり企業を存続させて、我々が飯を食う種を存続させて発展させていくということは、どうしても必要やと思うよね。だから、その場合、何か手だてとか考えておるんなら、少し聞かせておいていただきたいなと。

この案については、委員長報告に盛り込んでいただいていたと思うんですけども。

### ○ 須藤商工農水部長

今ご発言ありましたように、コンビナート地域は、戦前からの立地というところもございいます。あるいはしゅんせつ土で埋め立てをしたような土地もございいます。現在の操業による土壌汚染のおそれというようなことに加えて、それ以外の要素もある可能性もございいます。したがって、企業が今後存続していただくというために、その辺の対応については行政のほうも考えていかなあかんという認識はございいます。

ただ、どのような支援策があるかということについては、やはり規制の見直しということ以外には、やっぱりそういう発見されたときの対策ということに対して、支援ということが必要になってくるわけですが、なかなかその原因というのが、企業の操業に基づくものなのか、それ以外のものというようなところの特定が難しいというところもございいます。

加えて、対策費というものにつきましては、相当なコストがかかるというようなことも聞いてございまして、現状、なかなかどのようなご支援ができるかというのについて、答えを見出せないというのが今のところございいますが、引き続き検討はしていく必要があるというふうに思っております。

### ○ 森 智広委員長

他にご意見ありますか。

### ○ 中森慎二委員

ちょっと今の部長の答弁に関連して、支援のあり方についてですが、今、例の企業立地促進条例が投下固定資産の2分の1云々という形でやっているんですが、例えば、新たに進出するときの——土壌汚染というずばりがいいのかどうかは別にしてもですよ——土地

造成に伴う部分についての何がしかのそういった要素の補助をそういう名目の中で行うとか、だから、ちょっと知恵も出しながら、そういうメニューが何か探れないかということも、やっぱり規制緩和と支援という部分が両輪の中であると、私は、より四日市の優位性というのが発揮されるんだろうと思うし、そのあたりはぜひ考えてほしいなと思うんですけどね。

○ 森 智広委員長

ご意見でよろしいですか。

他にありますか、ご発言等。

(なし)

○ 森 智広委員長

わかりました。

なければ、先ほどのご意見も含めまして、報告書のほうに織り込ませていただきたいと思います。

でしたら、産業生活常任委員会の所管事務調査ということで、コンビナートの現状と今後の方向性につきましては、この程度とさせていただきたいと思っております。

では、次に、協議会のほうに移らせていただきます。

環境部の方、ご退席ですね。

11 : 04 休憩

---

11 : 11 再開

○ 森 智広委員長

続きまして、11月定例会議会の議会報告会、市民意見のまとめについてを議題といたします。

11月定例会議会の議会報告会で出された市民意見をまとめたものを資料として配付させていただきます。お目通しください。

議会報告会の場に出された市民意見については、本日お配りしております資料、議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見のフィードバックの検討についてのとおり、議会運営にフィードバックする必要があります。そのため、受けた意見を議会として協議すべき意見、各常任委員会として協議すべき意見は①、②に分類する必要があるとしまして、いずれにも当てはまらない意見については、③その他の意見として整理しております。

今回の報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見を見てみますと、4番、森様からいただいた項目以外は全て③という扱いになっておりまして、森様からのご意見は、畜産業についてなかなか議論される場がないんじゃないかというところの意見がありました。専任機関をつくるなど畜産業への市の関与をふやしてほしいという意見がありまして、シティ・ミーティングの際のフィードバックとしまして、シティ・ミーティングの答弁といたしまして、所管事務調査でも取り上げたいという答弁をさせていただきました。

ですので、4番、畜産業について一度、今年度中に当委員会で勉強していく機会を設けていきたいと考えています。

そういった取りまとめになっておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○ 森 智広委員長

でしたら、先ほどご提案させていただいたとおり、畜産業に関する所管事務調査をこの委員会として時間をとっていくということにさせていただきます。

今後の取り扱い方なんですけれども、もう年度末が迫っておりまして、もし2月議会の委員会の予算審議の中で時間がありましたら、その時間をおかりしてやると。もしそこでお時間がない場合、2月議会終わったあとに時間をとっていくというスケジュールでいかせていただきたいなと思っています。

では、ご意見ないということで、こういったお取りまとめさせていただきます。

次、事項4番、2月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングのテーマについてです。

議会報告会、シティ・ミーティングについては、産業生活常任委員会は3月28日の月曜日、平日の夜6時半からの開始、会場は海蔵地区市民センターの2階中会議室を使用しま

す。

その際のシティ・ミーティングのテーマで、何かご提案ございますでしょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 森 智広委員長

一任という声がありましたけれども、一任ということではよろしかったでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

海蔵地区ということもありますし、地場産業に関することも、できれば入れていきたいなど、こう思っております。それ一本でいくのか、もう一個入れるのかというのは少し、一任いただいて、テーマ設定させていただきたいと思いますので、地場産業に関しては少なくとも入れていくという方向性だけ、お示しさせていただきたいと思います。

本日の議題は以上となります。

何か他にあります方、挙手。ないですね。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようですので、このあたりで本日の産業生活常任委員会は閉じさせていただきたい……。

日置委員、本当に申しわけないです、何かありますか。

○ 日置記平委員

ちょっと一つ確認したかったのは、これ、県に出しますやんか。

○ 森 智広委員長

それが、また後でご説明に上がりますけれども、またゆっくりお話しさせてください。



済みません。また詳しくはご説明に上がります。

ということで閉じさせていただきたいなと思います。

次、最後の議会、2月定例会議会の委員会の議案聴取会はしたいと思っていますので、まだ議案は出てきていませんけど、ボリュームがありますので、また議案説明会の際にお会いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

11 : 17 閉議